

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
大垣市	赤坂地区 (赤坂町、赤坂新田、赤坂新町、池尻町、神明、枝郷、興福地町、青木町、草道島町、南市橋町)	平成31年3月28日	令和3年3月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	175.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者及び耕作者の耕作面積の合計	142.0 ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	49.7 ha
i うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	13.4 ha
ii うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	19.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	15.0 ha
(備考) 生産調整の対象水田を基にアンケート調査を実施した。	

2 対象地区の課題

赤坂地域では、農業従事者の高齢化、農家数の減少、担い手不足などの問題を抱えている。中心となる経営体は確保されており、かつエリア分けも進んでいるが、若干分散錯圃が見られる地域において、今後地元における話し合いにより分散錯圃の解消を行う必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付けるなど、中心経営体に位置づけた法人・認定農業者を中心に集積・集約を行っていき、経営の安定化を目指すとともに、新たな受け手の発掘に努める。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲、小麦 大豆、キャベツ	30 ha	水稲、小麦 大豆、キャベツ	30 ha	南市橋町、草道島町 青木町、赤坂町
認農法	B	水稲	13 ha	水稲	18 ha	興福地町 青木町
認農法	C	水稲	16 ha	水稲	26 ha	池尻町、赤坂新田 興福地町、赤坂町、菅野
認農	D	牧草、水稲 肉用牛	12 ha	牧草、水稲 肉用牛	12 ha	草道島町
	E	水稲	0.8 ha	水稲	0.8 ha	池尻町
	F	水稲	1.6 ha	水稲	1.6 ha	神明
認就	G	いちご	0.3 ha	いちご	0.3 ha	神明
計	7人		74 ha		89 ha	

「属性」の表記:「認農法」は法人の認定農業者、「認農」は個人の認定農業者、「新規」は新規就農者

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付け等の意向

貸付けの意向が確認された農地は、105筆、82,763㎡となっている。
売却予定の意向が確認された農地は、45筆、33,393㎡となっている。

○農地中間管理機構の活用方針

地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
担い手の分散錯圃解消を図るため、農地中間管理事業等の契約が終期を迎えた農地については、引き続き中心経営体に農地集積を進めるとともに、効率的な作業を行い、経営の安定を図るため、農地の集約化を促進する。

○基盤整備への取組方針

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地所有者の同意を得た上で畦畔の撤去等を行い、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。

○市街化区域内の農地の活用方針

周辺的环境に影響を及ぼさないように適正管理に努めるとともに、新たな活用方法を検討していく。

○災害対策への取組方針

風水害、異常気象等の被害対策として、収入保険への加入を勧める。

○水や畦畔の草の管理方針

水や畦畔の草の管理については、耕作者及び農地所有者が中心となり、適正管理に努めていく。農業用水路が、生活排水路を兼ねている場合などは、非耕作者及び非農地所有者の協力も促していく。